

答申第 545 号

平成 22 年 11 月 17 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 22 年 1 月 29 日付けで諮問された特定の社会福祉法人に係る指導監査結果等一部非公開の件（諮問第 598 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の社会福祉法人に係る指導監査に関する文書のうち、別表に掲げる情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事が、平成21年7月31日付けで、特定の社会福祉法人（以下「本件法人」という。）における不祥事件（以下「本件事件」という。）について実施した指導監査（以下「本件監査」という。）に関する文書（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる文書（以下「本件対象文書」と総称する。）の公開を求める、というものである。

ア 監査における確認調書（以下「文書1」という。）

イ ヒアリング記録（以下「文書2」という。）

ウ 本件法人における監査の状況について（以下「文書3」という。）

エ 本件事件における被害者の確認（以下「文書4」という。）

オ 本件事件に関する本件法人及び管理職職員の責任及び処分（以下「文書5」という。）

カ 本件事件の究明及び改善特別委員会のご案内（以下「文書6」という。）

キ 聞き取りシート（以下「文書7」という。）

ク 理事会の議事録及び資料並びに評議員会の議事録及び資料（以下「文書8」という。）

ケ 緊急支援聞き取り調査経過報告（以下「文書9」という。）

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

(ア) 被害者及び関係者が陳述している内容について、陳述の対象となっ

ている事実についての公開が、特定の個人の情報と密接に結合しているか否かは、個別に判断されるべきものである。実施機関は、条例第5条第1号に該当すると説明しているが、条例第6条に基づき、氏名等を削除すれば個人を特定せずに公開できるのであるから、一律にすべての内容を非公開とすることは、条例の解釈を誤ったものである。

(イ) 社会福祉法人はその性質上、公共性を有しており、利用者の権利擁護を図るために公開されるべき情報が存在する。本件事件については、人の生命、身体等への危害等が将来発生する危険性が完全に払しょくされたとはいえない状況があり、条例第5条第1号ただし書エに該当する。

(ウ) 障害のある人が利用する社会福祉法人において、いかなる虐待が発生したかについては、国民の知る権利を充足すべき要請が高く、国民が福祉サービスの選択を行う上でも重要な事柄である。

イ 条例第5条第2号該当の点について

社会福祉法人内部における利用者に対する性的虐待等に関する情報は、法人の正当な利益を害するおそれがある情報とはいえ、条例第5条第2号に該当しない。また、本件事件に関する情報は、利用者の生命及び身体の安全に係る情報であることから、同号ただし書に該当し、公開されるべきである。

ウ 条例第5条第4号該当の点について

(ア) 本件監査における調査は大部分終了しており、適正な遂行に支障を及ぼすおそれを具体的あるいは確実に考慮することはできない。また、将来の監査に対してそのようなおそれがあるとしても、抽象的なものにとどまるから、条例第5条第4号に該当しない。

(イ) いかなる監査が行われたかということについて、国民が知り得るといふ利益は保護に値する。

3 実施機関（保健福祉局地域保健福祉部福祉監査指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件監査は、本件法人に対する社会福祉法（以下「法」という。）第56条に基づく特別指導監査及び本件法人が運営する施設に対する法第70条に基づく特別指導監査並びに同施設が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所とみなされていることによる同法第48条第1項に基づく監査及び同法人が運営する共同生活介護事業所・共同生活援助事業所に対する同項に基づく監査である。

本件行政文書は、実施機関が本件法人に対して実施した本件監査に関する文書であり、確認調書、定款、規定、理事会及び評議員会議事録、監査結果通知等により構成されている。

(2) 変更決定等について

本件不服申立ては、本件処分に対してなされたものであるが、実施機関は、平成22年2月24日付けで、本件処分の一部を変更する決定（以下「本件変更決定」という。）を行い、公開部分を拡大した。

本件対象文書のうち、本件変更決定後も非公開とした情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次表のとおりである。

本件対象文書	本件非公開情報
文書1	①対象者職・氏名 ②確認事項及び回答
文書2	①相手方氏名及び立会者職・氏名 ②ヒアリングの内容
文書3	①利用者の家族及び本件法人職員との面接の内容
文書4	①被害者の状況 （被害者氏名・属性、被害状況、情報入手先等） ②担当の本件法人職員職・氏名
文書5	①本件法人役職員等の処分内容
文書6	①特別委員会委員所属・氏名 ②担当の本件法人職員氏名 ③被害者の状況（被害状況、情報入手先等） ④検討内容 （組織上の問題点、実施済みの改善、今後の取組、特別委員会設置の件）
文書7	①対象者氏名及び対応者氏名 ②聴取内容
文書8	①経営委員会委員氏名及び職名 ②評議員氏名、署名及び印影 ③役員以外の本件法人職員職・氏名 ④理事印影

	⑤顧問氏名 ⑥報酬支払先及び金額 ⑦本件事件概要 ⑧本件事件又は人事に関する意見 ⑨内部検討資料 (事件の経過、関係機関等への対応状況、今後の対応)
文書9	①聴取方法及び経過 ②聴取結果の概要 ③対象者氏名及び対応者氏名 ④利用者に対する聴取日時、曜日及び場所 ⑤聴取内容 ⑥謝罪状況 ⑦手紙あて名、日付、内容及び氏名 ⑧記録者職・氏名 ⑨担当の本件法人職員職・氏名及び印影

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 本件対象文書の特殊性等について

本件対象文書には、いわゆるセンシティブ情報が含まれており、情報の公開が、様々なことを受け止める力が弱い被害者の病状の悪化につながる可能性もある。障害者施設は、当事者と職員との信頼関係の上に成り立っており、情報が公開された場合に利用者等にどのように伝わり、どのように受け止められるかということを強く意識して判断し、特に個人情報については慎重な取扱いをした。

本件対象文書に記載されている事実関係等については、本件法人の運営する施設が小規模であり、記載内容を見聞きできる立場にある者が特定されるため、特定の個人が識別される情報に該当すると判断した。

イ 文書1について

文書1は、実施機関が関係者に聴取を行う中で、対象者が認識していること、見聞きしたこと、感じたこと等について、聴取内容をその場で書面に記載し、当該対象者に記載内容の確認と署名を求めたものである。

対象者職・氏名、確認事項中の氏名、職、所属、本件法人職員の勤務状況、利用者の生活記録等に関する情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると判断した。また、個人の心情の吐露及び心身の状況については、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。

ウ 文書2について

文書2は、本件監査において事実関係を明らかにするために、実施機関が利用者等に直接聴取を行い、その内容を記録したものである。

氏名、職、個人の属性、交際関係、私生活に関する情報及び本件法人職員の勤務状況に関する情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると判断した。また、個人の心情の吐露及び心身の状況については、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。

エ 文書3について

文書3は、利用者の家族及び本件法人職員との面接の内容について実施機関が記載した記録文書である。

氏名、職、個人の属性、交際関係、私生活に関する情報及び本件法人職員の勤務状況に関する情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると判断した。また、個人の心情の吐露及び心身の状況については、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。

また、実施機関と利用者の家族との間の監査内容に関するやり取りについては、本件法人からの説明に対する利用者の家族の心情を伺っている場面での発言内容であることから、利用者の家族の認識や心情に関する情報と理解し、条例第5条第1号に該当すると判断した。

オ 文書4について

文書4から9までは、本件法人が内部調査の結果をまとめて実施機関に提出した文書であり、文書4には、被害者の状況等が記載されている。

被害者の氏名及び年代、個人の属性、生活記録等に関する情報、心身の状況、被害状況、情報の入手先並びに加害者の情報については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと判断した。また、心身の状況については、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある情報と判断した。

カ 文書5について

文書5は、本件法人の役職員等の処分の検討状況を記載した文書である。

これらは職名により特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、また、個人に対する処分内容は、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。

キ 文書6について

本件法人は、本件事件の解明と改善策の検討を行うため、内部組織として特別委員会（以下「本件委員会」という。）を設置しており、文書6は、本件委員会の委員に対する開催の案内及び報告・検討資料である。

委員所属・氏名については、個人に関する情報と判断した。また、被害状況、生活の状況、心身の状況及び情報の入手先については、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの、若しくは特定の個人を識別することはできないが、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。

ク 文書7及び9について

文書7及び9は、本件法人が事実の解明を行うために関係者に対して行った聴取記録である。

対象者の氏名、所属、聴取内容中の氏名、本件法人職員の勤務状況に関する情報、生活記録等に関する情報、手紙のあて名、日付及び記録者は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると判断した。また、個人の心情の吐露及び心身の状況については、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。なお、利用者に対する聴取については、聴取日時及び場所についても、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると判断した。

ケ 文書8について

文書8は、本件事件に係る理事会及び評議員会の議事録である。当該文書は実施機関への提出が義務付けられているものではなく、本件事件の報告の一環として、本件法人から提出を受けたものである。

経営委員会委員氏名及び職名、評議員氏名、署名及び印影、役員以外の本件法人職員職・氏名、理事印影、顧問氏名、報酬支払先及び金額、被害状況については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当すると判断した。また、本件事件又は人事に関する意見については、発言者も含め公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると判断した。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

文書4から9までは、本件法人が内部調査の結果をまとめて実施機関に提出した文書であり、基本的に本件法人の内部管理の事項に属する情報であることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断した。

文書6は、平成21年4月20日付けで作成された、本件委員会の委員に対する開催の案内及び報告・検討資料であり、同文書中検討内容については、本件法人は実施機関に対して公表を前提に提出したものではない。

文書8は、実施機関に対する提出義務がない文書であり、同文書中内部検討資料は、理事会等の終了後に本件法人が当該資料を回収する取扱いをしている。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

実施機関は、本件監査の結果については平成21年4月30日に、また、本件法人に対する行政処分については平成21年5月21日にそれぞれ記者発表を行い、公益上必要がある情報は県民へ公表しており、非公開とした部分は、公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較考量したときに、公益上特に必要な理由があり裁量的に公開する場合には該当しないと判断した。

(5) 条例第5条第4号該当性について

本件監査において関係者が述べた内容については、公開すると今後監査を行う際に関係者から十分に協力を得られない可能性が極めて高く、結果として正確な事実の把握やその発見を困難にするおそれがあるととも、

社会福祉法人、施設等の改善が円滑に行われず、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当すると判断した。

また、本件法人から提出された内部調査資料を公開すれば、監査への協力が得られなくなり、自発的に内部文書が提出されなくなることから、当該情報は、条例第5条第4号に該当すると判断した。

(6) 条例第6条該当性について

非公開とした部分の性質として、断片的な情報であっても個人が識別され、又は識別され得ること、また、仮に識別され得る部分を非公開としたとしても、被害を受けた当事者の個人の人格と密接に関係する内容であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、既に一部公開を行っている部分を除き、公開することはできないものと判断した。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件事件について実施機関が実施した本件監査に関する文書である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件非公開情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、本件法人の運営する施設の規模、本件事件の内容等を考慮すると、いずれも特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

文書1	①対象者職・氏名 ②確認事項及び回答
文書2	①相手方氏名及び立会者職・氏名 ②ヒアリングの内容
文書3	①利用者の家族及び本件法人職員との面接の内容
文書4	①被害者の状況 ②担当の本件法人職員職・氏名
文書5	①本件法人役職員等の処分内容
文書6	①本件委員会委員所属・氏名 ②担当の本件法人職員氏名 ③被害者の状況 ④検討内容のうち施設名が特定される情報及び加害者に係る情報
文書7	①対象者氏名及び対応者氏名 ②聴取内容
文書8	①経営委員会委員氏名及び職名 ②評議員氏名、署名及び印影 ③役員以外の本件法人職員職・氏名 ④理事印影 ⑤顧問氏名 ⑦本件事件概要 ⑧本件事件又は人事に関する意見のうち人事に関する意見 ⑨内部検討資料のうち事件の経過及び施設名が特定される情報
文書9	①聴取方法及び経過 ②聴取結果の概要 ③対象者氏名及び対応者氏名

	④利用者に対する聴取日時、曜日及び場所 ⑤聴取内容 ⑥謝罪状況 ⑦手紙あて名、日付、内容及び氏名 ⑧記録者職・氏名 ⑨担当の本件法人職員職・氏名及び印影
--	---

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 前記ア(イ)に掲げる情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 不服申立人は、本件事件については人の生命、身体等への危害等が将来発生する危険性が完全に払しょくされたとはいえない状況があり、条例第5条第1号ただし書エに該当すると主張している。

(エ) 本件事件に関して、人の生命、身体等への危害等が現に生じている又は将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在しているとは認められず、前記ア(イ)に掲げる情報は、条例第5条第1号ただし書エに該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 当審査会において確認したところ、本件法人は、平成21年4月30日に、本件事件の概要、再発防止策等について記者発表（以下「本件記者発表」という。）を行っている。

文書6中④検討内容のうち組織上の問題点、実施済みの改善及び

今後の取組並びに文書 8 中⑨内部検討資料のうち今後の対応（以下「本件検討内容」と総称する。）は、本件法人が本件記者発表において公表した事項の基となる内容が記載されたものである。

本件記者発表が、本件法人自ら再発防止策等を公表するため行われたものであること及び法第 24 条が「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」と規定していることを考慮すると、本件検討内容は、公開することにより本件法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 文書 6 中④検討内容及び文書 8 中⑨内部検討資料のうち本件検討内容を除いた情報並びに文書 8 中⑧本件事件又は人事に関する意見は、本件法人の内部管理に属する情報であって、公開すると、今後本件法人内部の率直な意見交換が阻害されるなど、本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、公開することにより本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。

(エ) 文書 8 中⑥報酬支払先及び金額は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生している場合に限らず、将来発生することが予測される状態が存在しており、

当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益とこれを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回る場合にも、当該情報を公開しなければならないとする趣旨であると解される。

(イ) 不服申立人は、本件事件に関する情報は、利用者の生命及び身体の安全に係る情報であることから、条例第5条第2号ただし書に該当し、公開されるべきであると主張している。

(ウ) 本件事件に関して、人の生命、身体等への危害等が現に生じている又は将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在しているとは認められず、前記ア(ウ)及び(エ)において条例第5条第2号本文に該当すると判断した情報は、同号ただし書に該当しないと判断する。

(6) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 法第56条第1項は、知事が必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し報告を徴し、又は実施機関の職員にその業務及び財産の状況を検査させることができる旨規定している。

また、法第70条は旧法知的障害者通所授産施設に対し、障害者自立支援法第48条第1項は指定障害者福祉サービス事業者に対し、知事が

報告等を命ずることができる旨規定している。

エ 実施機関は、本件法人から提出された内部文書を公開すれば、監査への協力が得られなくなり、自発的に内部文書が提出されなくなることから、条例第5条第4号に該当する旨説明しているが、監査への協力は、行政文書の非公開を前提に確保すべきものでなく、前記法令の遵守に基づき確保すべきものと認められる。

したがって、本件検討内容を公開することにより、実施機関が行う監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

文書 6	④検討内容のうち組織上の問題点、実施済みの改善及び今後の取組 (施設名が特定される情報及び加害者に係る情報を除く。)
文書 8	⑨内部検討資料のうち今後の対応 (施設名が特定される情報を除く。)

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年2月1日	○ 諮問受理
2月8日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月8日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
3月15日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4月20日 (第92回部会)	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理 ○ 審議
5月11日 (第93回部会)	○ 審議
5月20日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
6月16日 (第94回部会)	○ 審議
7月27日 (第95回部会)	○ 審議
8月25日 (第96回部会)	○ 審議
9月10日 (第97回部会)	○ 審議
10月12日 (第98回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 22 年 11 月 17 日現在) (五十音順)